

さいたま市社会福祉法第2条第3項第8号に規定する事業の届出等に関する要
綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）

第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設（以下「無料低額宿泊所」という。）に係る届出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(無料低額宿泊所に係る届出)

第2条 法第68条の2の規定による無料低額宿泊所の事業の開始の届出は、第2種社会福祉事業開始届（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出することにより行わなければならない。

- (1) 設置者の履歴書等の経歴がわかる書類（法人にあっては、履歴事項全部証明書）
- (2) 届出をする日の属する年度の前3年度分の事業報告及び決算書類
- (3) 建物その他の設備の規模及び構造に関する調書（様式第2号）
- (4) 建物の外観、居室、設備等の写真
- (5) 建物の平面図
- (6) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書及び資格を証明する書類
- (7) 運営規程
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 法第68条の3の規定による無料低額宿泊所の届出事項の変更の届出は、第2種社会福祉事業変更届（様式第3号）に当該変更に係る関係書類を添えて提出することにより行わなければならない。

3 法第68条の4の規定による無料低額宿泊所の事業の廃止の届出は、第2種社会福祉事業廃止届（様式第4号）を提出することにより行わなければならない。

(身分証明書)

第3条 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第12条の規定による職員の携帯すべき証明書は、様式第5号のとおりとする。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

第2種社会福祉事業開始届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出事業者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

注

社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業を開始するに当たり、社会福祉法第68条の2の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称及び種類

ふりがな	
(1) 名 称	
(2) 種 類	

2 設置者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地、経歴及び資産状況

ふりがな	
(1) 氏名又は名称	
(2) 住所又は主たる事務所の所在地	
(3) 経歴及び資産状況	

※ 次の書類を添付すること。

- (1) 設置者の履歴書等の経歴がわかる書類（法人にあっては、履歴事項全部証明書）
- (2) 届出をする日の属する年度の前3年度分の事業報告及び決算書類

3 条例、定款その他の基本約款
別紙のとおり

4 建物その他の設備の規模及び構造

(1) 建築年月日 (2) 定員等 (3) 面積 (4) 使用設備の一覧	建物その他の設備の規模及び構造に関する調書（様式第2号）のとおり
---	----------------------------------

※ 建物の外観、居室、設備等の写真及び平面図を添付すること。

5 事業開始の年月日

年 月 日

6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴

(1) 施設の管理者	
(2) 実務を担当する 幹部職員	

※ 履歴書及び資格を証明する書類を添付すること。

7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

※ 運営規程を添付すること。

備考 この届出書は、市町村又は社会福祉法人が当該事業を開始したときは開始の日から1月以内に、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が事業を営もうとするときはその事業の開始前に、市長に提出してください。

様式第2号（第2条関係）

建物その他の設備の規模及び構造に関する調書

1 基本情報

(1) 施設名及び棟名		
(2) 施設所在地		
(3) 建築年月日	年	月 日
(4) 連絡先	施設	
	緊急時	
(5) 管理者（専任）		

2 規模及び構造

(1) 定員	人	
(2) 面積	敷地	m ²
	延床	m ²
(3) 構造	造 階建て	
	うち施設として使用する部分	階部分（全部 ・ 一部）

3 設備

設備名称	専用又は共用	設置場所、設置数等
(1) 居室		
(2) 炊事設備		
(3) 洗面所		
(4) 便所		

様式第3号（第2条関係）

第2種社会福祉事業変更届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出事業者

住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

注

社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業について、届出事項に変更が生じたため、社会福祉法第68条の3の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

2 変更事項（変更する項目の番号に○をつけること。）

- (1) 施設の名称及び種類
- (2) 設置者の氏名又は名称、住所又は主たる事務所の所在地、経歴及び資産状況
- (3) 条例、定款その他の基本約款
- (4) 建物その他の設備の規模及び構造
- (5) 事業開始の年月日
- (6) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- (7) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

3 変更内容

（変更前）

（変更後）

4 変更事由

5 変更年月日
年 月 日

備考 この届出書は、届出事項の変更から1月以内に市長に提出してください。ただし、国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が2(4)、2(5)及び2(7)を変更しようとするときは、変更の前日にあらかじめ提出してください。

様式第4号（第2条関係）

第2種社会福祉事業廃止届

年 月 日

（宛先）さいたま市長

届出事業者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

注

社会福祉住居施設を設置する第2種社会福祉事業を廃止したため、社会福祉法第68条の4の規定により、次のとおり届け出ます。

1 施設の名称

2 廃止事由

3 廃止年月日
年 月 日

備考 この届出書は、当該事業の廃止の日から1月以内に市長に提出してください。

様式第5号（第3条関係）

（表）

身 分 証 明 書		第 号
次の者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第70条の規定による検査その他事業経営の状況の調査の権限を有する職員であることを証明する。		
写 真	所 属 職 名 氏 名	さいたま市長 印
年 月 日発行		

（裏）

社会福祉法（抜粋）
（調査）
第70条 都道府県知事（※）は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を営む者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。
（※） 第70条の調査は、指定都市であるさいたま市においては、地方自治法第252条の19第1項第5号の2の規定により、市長が行う事務となる。